

2023.12.1

138

もくじ

②

講演録

文化財の保存と継承について

—文化財保護とその担い手—

講師・文化庁文化財鑑査官

山下

信一郎

⑪

⑦

保護財団の活動

てくてく文化財〜まち歩きのススメ〜 (第1回)

西本願寺から『寺内町』へ

京都市文化観光資源保護財団

アドバイザー

松田 彰

会報



文化財の保存と継承について

—文化財保護とその担い手—

日時 令和5年6月27日
場所 ウェスティン都ホテル京都

講師 文化庁文化財鑑査官

山下 信一郎



はじめに

文化庁文化財鑑査官の山下と申します。よろしくお願ひします。本日の話ですが、結論を先に申しますと、文化財保護の様々な担い手の方々が相互に連携・協力して文化財を保存し、活用し、整備していくことが大事だということです（図1）。そうすることで、地域で誇りが創出され、人材が育成され、地域が活性化され、コミュニティが強化され、さらには観光振興や雇用創出などを図ることが期待されます。そのお話をする前に、文化庁の京都移転について簡単にご説明します。



講演会の様子

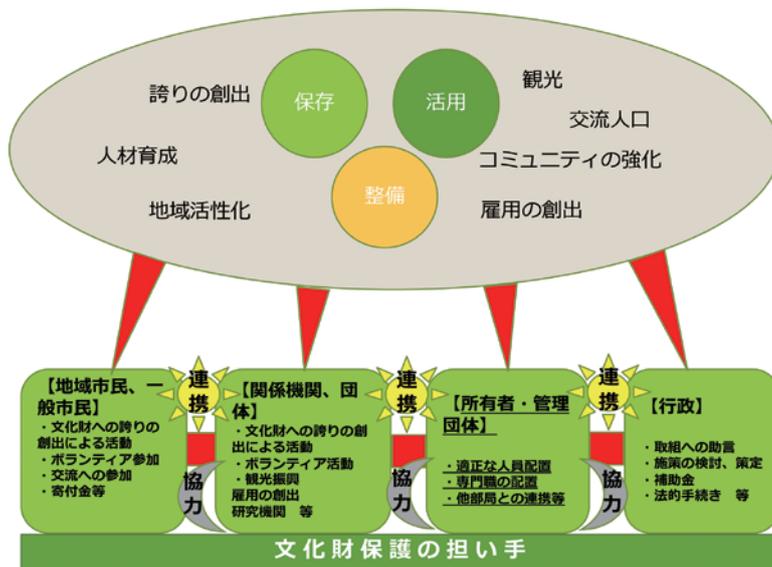


図1 文化財保護の担い手イメージ

文化庁の京都移転について

文化庁の京都移転は、平成29（2017）年、地域文化創生本部を京都市内に設置（先行移転）したことに始まります。令和5（2023）年3月27日、京都府知事、京都市長はじめ関係者ご出席のもと開幕式が行われ、京都で新・文化庁の業務を開始、5月15日より本格稼働しています。京都に移転したのは主に文化財関係の部署です。明治維新後、中央官庁が東京から移転するのは初めてのことで、これには東京への一極集中の是正や地方創生という目標があります。しかし、それだけではなく、千年の都・京都へ本拠を置くことで、新たな文化行政の展開を進める大きな契機となり、ひいては文化芸術と経済の好循環の実現にも繋がるものだと考えています。新・文化庁へのご支援をお願いします。

文化財を取り巻く近年の現状と課題、その対応施策

■文化財とは

まず、基礎知識として文化財の種類をご紹介します。文化財には、絵画・彫刻・古文書などの美術工芸品、建造物といった「有形文化財」、演劇・音楽・工芸技術のような「無形文化財」、衣食住・生業・信仰・年中行事に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術といった「民俗文化財」があります。また、遺跡、庭園等の名勝地、動物・植物・地質鉱物からなる「記念物」があります。それから、例えば棚田など、人間の営みによって形成された風景、これが「文化的景観」です。さらに、宿場町など伝統的な町並みである「伝統的建造物群」もあります。文化財にはこのような6つの種類があります。

こうした文化財を、有形文化財であれば重要文化財や国宝に指定する。記念物であれば史跡・名勝や特別史跡・特別名勝に指定する。民俗文化財であれば重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するという制度があります。また緩やかな保護措置として登録制度などもあります。これらを組み合わせながら文化財保護を進めています。

■平成30年の文化財保護法の一部改正

文化財を取り巻く近年の動向としては、まず、平成30（2018）年の文化財保護法の一部改正があります。近年、過疎化や少子高齢化を背景として、文化財の滅失、散逸の危機が生じています。そこで未指定の文化財も含め、地域のまちづくりの核として、社会全体でその継承に取り組む必要があると、文化審議会企画調査会で提起されました。総合的な視野に立った地域における文化財の保存活用、個別の文化財の計画的な保存活用、担い手の拡充が必要であるとの提言を受け、文化財保護法の改正となったのです。

■文化財の匠プロジェクト

文化庁では、令和3（2021）年に「文化財の匠プロジェクト」を決定しまして、令和4年度から5か年計画で推進しています。文化財修理に際しては、修理用具や検皮や漆といった原材料が必要です。こうした原材料までも含めた一体的な体制整備と計画的な保存・継承が大きな問題となっています。用具や原材料の確保が喫緊の課題ですが、それらの生産が難しい状況です。そこで用具・原材料の生産支援を通じて安定供給につなげていこうと推進しています。また、文化財保存技術に係る人材の養成と、修理拠点の整備が必要です。文化財保存技術は、従来、文化庁が選定しておりますが、これを拡大していきます。修理拠点については、京都国立博物館に文化財保存修理所がありますが、新たに国立の文化財修理センター（仮称）の設置に向けた検討をしております。それから、文化財修理、例えば建造物の場合、根本修理は150年周期、維持修理では30年周期の事業です。現状、予算規模も非常に厳しい中、所有者の方々からは修理要望をたくさん頂いています。適正な周期で修理するための事業規模と予算を確保していくべく、取り組みを進めています。

■文化財の防火対策について

文化財の防火、耐震の対策も非常に重要です。令和元（2019）年、フランスのノートルダム大聖堂が火災で焼失し、沖縄県の首里城の復元建物群が灰燼に帰しました。これらを受けて防火対策の強化を図っています。ガイドラインを同年に策定し、現在、世界遺産と国宝等におきまして防火対策5か年計画の取り組みを重点的に実施しています。令和2（2020）年には、独立行政法人国立文化財機構に文化財防災センターが設置されました。阪神大震災や東日本大震災の際、大学の研究者や市民団体を中心に文化財を救出する活動が起こり、その動きが展開して、このセンターに結実しました。地震が起きると、センターはすぐに現地に人を派遣したり、情報収集したりするようなシステムを整えています。この春先の能登地震の際にも出動したとのことでした。

近年の文化財を取り巻く環境は厳しく、様々な取り組みがなければ文化財を残すことができません。文化庁では、以上のような諸施策を進めております。

文化財保護の担い手を考える

ここからは文化財保護の担い手を考える上で参考となる個別事例をお話していきます。

■遺跡を市民参加で整備した事例

秋田市にある史跡地蔵田遺跡^{じぞうでん いせき}という平成8（1996）年指定の弥生時代の遺跡の事例です。ここはニュータウンの開発計画の際に発掘調査で見つかった、木柵で囲まれた集落跡です。この遺跡では、史跡整備に市民が参加しました。この形態としては全国の先駆けでした。市民ボランティア「弥生っこ村民会」が市民を集め、復元作業や土器

づくり教室などを行っています(写真1)。それだけでなく、木柵の補修や将来の活用、運営方法についても議論しています。市民参加型としたことで、市民の方々が遺跡へ愛着を持つことにつながり、遺跡が憩いの場として機能することになりました。

同様に、兵庫県淡路市にある平成24(2012)年に指定された史跡五斗長垣内遺跡でも、住民が中心となって史跡の活用を盛り立て、地域のアイデンティティの形成や活性化に繋がっています。

■ 小規模自治体による果敢な取り組み

遺跡の整備活用には、多くの費用、管理・運営体制の構築が求められます。しかし、小規模な自治体では、人的・財政的に厳しい状況があります。専門の職員を配置することもなかなか難しく、ひとりで何役もしなければいけないこともあります。

事例は愛媛県松野町です。人口が約3600人で愛媛県では人口が最少の自治体です。町には平成9(1997)年に史跡指定された河後森城跡という戦国期の城跡があります。ここでは、遺跡をまちづくりの拠点として位置づけ整備することで、地域住民が主体となって保存・活用する形をとり、成功した事例です。市民が自発的に環境美化やガイドなどのボランティア活動を行い、地域の商工会議所からの呼びかけで様々なイベントや仕掛け作りを行い、頑張っておられます(写真2)。

■ 大規模遺跡を県と町が連携・協力して取り組む事例

100ヘクタールも超えるような非常に大規模な遺跡が見つかることもあります。こういう場合には市町村といった基礎自治体だけでは体力的に厳しく、広域自治体との連携が必要な場合もあります。

事例は昭和54(1979)年に史跡指定された、三重県明和町にある斎宮跡です。斎宮は伊勢神宮に仕えた斎王の御所のあった所で、斎王に仕える役所も置かれました。その面積は137ヘクタールもあり、付近の集落も範囲に含まれています。明和町が指定範囲内の土地公有化を実施し、文化財に関する地元住民との直接的な対話や保存管理を行っています。一方、三重県は計画的な発掘調査や整備事業をはじめ、斎宮歴史博物館の運営・普及啓発活動をしています。地元自治体による役割分担が上手く機能している大規模遺跡の事例です。

■ 文化財の所有者が現役の社寺である事例

社寺では、本堂等の建物が国宝や重要文化財になることもあれば、その敷地が史跡になり、あるいはその一画が名勝庭園として指定されている場合もあります。

こうした場合、社寺が所有者として文化財を保存し、整備をしていくのが基本となります。当然、そこは現役の宗教活動の場としての利活用が継続しているので、文化財保護の観点と宗教活動との調整をしていくことが必要になることもあります。

昭和42(1967)年に史跡指定された、奈良市にある唐招提寺旧境内を紹介します。世界文化遺産にもなっています。創建以来1300年、宗教活動は継続していますが、奈良時代の地下遺構がありますし、国宝、重文に指定された建造物、仏像もあります。また収蔵庫の更新や新たな施設を整備する計画もあるなど、諸問題を整理していく必要がありました。唐招提寺では文化庁の補助事業を受けながら、史跡の今後の保存・活用の方針を決めるべく、保存活用計画を令和2年から2ヶ年で策定されました。この計画は、平成30(2018)年の文化財保護法の改正で創設された計画認定制度に基づき、文化庁の認定を受けております。

社寺自体が文化財の所有者として計画を作ることは、社寺として諸問題を整理できるといったメリットがあり、文化庁や地元自治体も、計画の策定を通して諸問題を認識、情報共有できるという大きなメリットがあると思います。

■ 重要伝統的建造物群保存地区の事例

重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)の好事例を紹介します。



写真1 史跡地蔵田遺跡 「弥生っこ村民会」による竪穴住居の補修作業(写真提供 秋田市)



写真2 史跡河後森城跡 乗馬体験の様子(写真提供 松野町)

この制度は昭和50（1975）年にでき、もうすぐ50年になります。これは住民がそこに住みながら町並みを残していくという仕組みです。人々の生活があってこそ歴史的な環境、歴史的風致が維持できるという、住民の意欲に根差すという文化財としての特色があります。

事例は兵庫県丹波篠山市です。ここには重伝建地区が2つあり、平成16（2004）年に選定された篠山城下町「篠山」地区と、平成24（2012）年に選定された城下町郊外にある宿場町と農村集落からなる「福住」地区です。両地区においては、伝統的建造物の修理や、無電柱化等の街路整備といった修景事業を進めてきました。地区の空き家となった伝統的な建物への移住、店舗などとして活用される事例も増加しています（写真3・4）。

また両地区には町並み保存会があり、住民の方々が保存運動へ主体的に取り組んでいます。NPOによる古民家の再生ボランティア活動や、学生と連携した取り組みなども行われています。それから、両地区では地域活性化ファンドを活用して、古民家を買取り、改築し、サブリースをしていく会社もできました。この会社では経営課題解決の支援相談等も実施しているとのこと。

■ 地域資産を「日本遺産」として、面的に活かしている事例

文化庁では「日本遺産」の選定にも取り組んでいます。従来の文化財は「点」での指定だったのですが、「面」として未指定の文化財も含めて把握、活用し、地域のまちづくりや観光に活かそうという取り組みで、現在までに100件ほど選定をしています。

平成29（2017）年に認定された日本遺産に、高知県の複数の市町村からなる、「森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー」があります。もともと伐採した木材を運び出すための森林鉄道がありましたが、今ではその跡地に特産のゆず畑が広がり「ゆずロード」に生まれ変わったというストーリー設定がなされました。地元では日本遺産を活用して、地域活性化や観光振興を行い、活発に活動しています。

こうした活用を基軸にして、今度は文化財の保存に向かい文化財の保護が進む、そしてそれがさらに活用に向かうという、保存と活用の好循環が進んでいくことを期待したい事例として紹介しました。



写真3 重伝建地区「丹波篠山市福住」 古民家を利活用した店舗（ベーカリー）（写真提供 丹波篠山市）



写真4 同 古民家を利活用した店舗（カフェ）（写真提供 丹波篠山市）

おわりに

わが国では、それぞれの地域において、豊かな歴史の中で様々な文化財が育まれてきました。文化財は地域や国の歴史や文化を理解する上で欠かせない存在です。文化財は、現在の人々が暮らしていく中で、来し方行く末を考える際の手がかりとなり、地域の人々の心の糧・拠り所・誇りとなるものです。

さらに、文化財は地域のシンボルとして人々が集い、地域内外の観光資源ともなり得る無二の存在であり、地域社会にとってなくてはならない精神的・経済的なインフラのひとつだと思っております。

したがって、文化財をしっかりと維持管理、整備、活用をすることが、地域社会の持続的発展に繋がります。「文化財の保存と活用」が地域社会の向上発展をもたらす、それが文化財への投資を生み、さらに保存と活用が進んでいくということが期待されます。

そういった好循環のためには、今回、事例としてご紹介した文化財保護の担い手である、所有者の方々、文化財の管理団体、行政、市民、関係機関、団体等の相互の連携、支援の体制をしっかりと確立していくことが大事です。これが今回の話の結論です。

今後も文化財保護へのご理解とご支援をお願い申し上げます。

会員寄附者 芳名録

ご支援・ご協力ありがとうございました

寄附金 芳名録 (敬称略)

ご寄附をいただきました皆様のご芳名を掲載させていただきます。名簿は寄附受納順にご紹介しています。

2023.6.1～2023.9.30

法人

【特別会員】

株式会社上保経営研究室 代表取締役 上保陽三 (志木市)

一文株式会社 (京都市)

北野天満宮 宮司 橋重十九 (京都市)

【普通会员】

株式会社輪違屋 高橋利樹 (京都市)

車折神社 宮司 高田能史 (京都市)

宗教法人十輪寺 (京都市)

株式会社田中長奈良漬店 代表取締役 田中長兵衛 (京都市)

悲田院 湯浅英明 (京都市)

上鳥羽橋上鉦講中 代表 川勝義弘 (京都市)

【賛助会員】

光照院門跡 (京都市)

アリスティア株式会社 (名古屋)

公益社団法人京都市観光協会 (京都市)

個人

【特別会員】

林 節治 (京都市)

橋本 武尚 (京都市)

大野 要範 (神戸市)

渡邊 勝広 (京都市)

植田 淑子 (京都市)

岡 雅之 (京都市)

光本 大助 (京都市)

中井 卓治 (弥富市)

伊勢 和夫 (京都市)

伊勢 芳夫 (尼崎市)

伊勢 初枝 (京都市)

村田 敏光 (京都市)

渡辺三根子 (枚方市)

操田 邦男 (堺市)

小寺 啓介 (京都市)

川嶋 純子 (さいたま市)

川嶋 博 (さいたま市)

村川 伴子 (京都市)

渡邊 正勝 (横浜市)

山本美代子 (京都市)

吉岡 健 (宇治市)

柴田 利男 (日野市)

浅野 明美 (京都市)

ほか匿名8名

【普通会员】

和田林道宜 (奈良市)

中尾 明美 (京都市)

山本 達夫 (京都市)

室田 芳万 (草津市)

山中 博昭 (京都市)

三宅 友和 (京都市)

稲田 新吾 (京都市)

岡田 早苗 (藤井寺市)

中村 洋 (八幡市)

古瀬ゆかり (京都市)

高橋 和子 (京都市)

杉原 京子 (京都市)

寺井 正 (京都市)

山本 恵子 (京都市)

吉村 隆 (名古屋市)

北村 敏郎 (大垣市)

大垣 守弘 (京都市)

富岡みさを (京都市)

三大寺司朗 (京都市)

堀籠 幹雄 (京都市)

林 弘光 (小松市)

尾嶋 遣一 (刈谷市)

川口 幸司 (名古屋市)

皇月 直美 (京都市)

万代 浩明 (堺市)

川原 勝信 (京都市)

青山 正男 (京都市)

芦田 千加 (向日市)

松本和加子 (京都市)

田中 照人 (京都市)

中島 弘益 (京都市)

太田 俊郎 (愛知県幸田町)

太田 俊二 (愛知県幸田町)

村上 寿子 (京都市)

大倉恵美子 (高槻市)

新納麻衣子 (京都市)

山本 恭子 (宇治市)

川並 宇 (神戸市)

寺村いく子 (京都市)

奥 孝司 (宇治市)

峠 紀子 (茨木市)

川嶋 秀幸 (さいたま市)

宗宮 博 (大垣市)

大崎 智浩 (倉敷市)

土橋 耕治 (京都市)

山野井珠几 (京都市)

池田 妙子 (京都市)

牧原 圭志 (安曇野市)

豊岡 利彦 (京都市)

佐々木 清 (京都市)

仲本 仁江 (草津市)

ほか匿名7名

【賛助会員】

栢谷 幸子 (京都市)

大澤 利幸 (川崎市)

河内山優子 (高槻市)

伊藤千英子 (京都市)

堀内 極 (横浜市)

竹内 淳 (京都市)

杉原 芳典 (京都市)

横山 功 (高槻市)

永野菜々子 (京都市)

野田 淑子 (京都市)

鈴木 隆志 (京都市)

栢谷 雄三 (京都市)

中村由美子 (東京都世田谷区)

角田 真也 (横浜市)

高見 陽仁 (奈良県王寺町)

石田 浩幸 (奈良県明日香村)

竹中 祥介 (吹田市)

池主 健 (京都市)

儀部 守孝 (京都市)

吉川百合子 (京都市)

ほか匿名6名

京都の文化遺産を守り伝える活動の輪を更に広げるために

皆様のご支援・ご協力をお願いいたします

- ◇皆様からの寄附や新しい会員の呼びかけに一層のご支援とご協力をお願いいたします。また、当財団の活動を紹介していますパンフレットの配布・設置にもご協力下さい。
- ◇寄附金は、税の優遇措置を受けていただけます。当財団は「公益財団法人」として認定を受けておりますので、寄附金は特定公益増進法人として税制上の優遇措置が適用され、個人の方は確定申告により所得時の控除を、法人においては法人税の損金算入が認められています。

保護財団の活動



文化遺産を次の世代へ つなぐ架け橋「遺贈」

この度、三菱UFJ信託銀行様と「遺贈等に関する協定書」を取り交わしました。

当財団はかねてより「遺贈」（遺言により、相続発生時にご自身の財産を特定の人や団体に分け与えること）によるご寄附を承っておりますが、この度、新たに三菱UFJ信託銀行様とも業務協力にかかる協定を締結いたしました。これで協定を締結する銀行は京都銀行様、三井住友信託銀行様と合わせて3行となりました。

文化遺産保護のため遺贈をご検討いただける方は、当財団までご相談くださいますようお願い申し上げます。



インターネットからの寄附フォームを 更新しました。

2023年8月からインターネットによる寄附のフォームを更新しました。当財団のホームページ

京都市 保護財団  の「支える」

または右記QRコードからクレジットカードでご寄附いただけます。



「12月寄附月間」の特別の寄附のお願い

12月中のご寄附は令和5年の税控除の対象にもなりますので、ぜひこの機会に会報送付時のご寄附とは別に特別なご寄附をお願いいたします。



1万円以上の特別なご寄附をいただいた方には、昨年ご好評いただきました京都の伝統行事や社寺拝観用のデータ、旬の京都の情報満載のダイアリー「京都限定 京都手帖2024」をお送りいたします。表紙は猫柄と雀柄のリバーシブルです。



令和7年2月22日に 「京の郷土芸能のつどい」(仮称)を開催します

少し先になりますが、令和7（2025）年2月22日(土)にロームシアター京都メインホールにおきまして当財団設立55周年の記念行事『京の郷土芸能のつどい』を開催いたします。

以前は『京の郷土芸能まつり』という名称で毎年開催していましたが、今回5年ぶりの開催となります。出演団体等は決まり次第この会報にてお知らせいたします。どうぞ楽しみにお待ちしております。



イメージ（第40回「京の郷土芸能まつり」より）

表紙解説

「鉦始めの儀」

『^{ちやうなほじ}鉦始めの儀』は奈良時代に起源をもつと伝えられ、番匠と呼ばれた建築の工匠が正月に1年の安全を祈願する建築の儀式です。現在は、毎年1月2日に番匠保存会の皆さんが年中行事として大報恩寺（千本釈迦堂）で行ってられます。

写真提供／三宅 徹

文化観光資源保護事業

令和5年度文化観光資源保護事業に 49件の助成申請がありました。

年度当初に文化観光資源保護事業の助成申請の受付を行いましたところ、49件の申請書の提出がありました。申請のあった保護事業は、下記のとおりです。

今後事務局において各事業の現地調査、資料収集などを行い、選定資料を作成のうえ、専門委員会に諮問し本年度の助成対象を決定します。

新型コロナウイルス感染症感染防止のため、中止や規模縮小されていた伝統行事・伝統芸能もようやく本年度は平年通りの申請がありました。感染症はまだ予断を許さない状況ではありますが、徐々に日常が戻りつつあるように感じられます。

(1) 文化財所有者、管理者等の行う

文化観光資源保護事業に対する助成 4件

保護事業者	事業内容
迎称寺（左京区）	本堂修理事業
龍安寺（右京区）	庫裏玄関修理事業
海福院（右京区）	襖絵修理事業
雲龍院（東山区）	木造不動明王脇侍修理事業

(2) 伝統行事、伝統芸能保存及び執行に対する助成

1) 伝統行事、伝統芸能の保存に対する助成 2件

保護事業者	事業内容
(公財)祇園祭山鉾連合会	祇園祭山鉾修理事業
京都五山送り火連合会	五山送り火各山火床整備事業

2) 伝統行事、伝統芸能の執行・公開に対する助成

○伝統行事 19件

保護事業者	事業内容
葵祭行列協賛会	葵祭行列の執行
祇園祭協賛会	祇園祭山鉾巡行 〳
京都五山送り火協賛会	京都五山送り火点火 〳
時代祭協賛会	時代祭行列 〳
嵯峨お松明保存会	嵯峨お松明行事 〳
賀茂競馬保存会	賀茂競馬 〳
藤森神社駈馬保存会	藤森駈馬 〳
糺の森流鏑馬神事保存会	糺の森流鏑馬 〳
鞍馬山竹伐り会式保存会	鞍馬竹伐り会 〳
花脊松上げ保存会	花脊松上げ 〳
広河原松上げ保存会	広河原松上げ 〳
雲ヶ畑松上げ保存会	雲ヶ畑松上げ 〳
小塩上げ松保存会	小塩上げ松 〳
烏相撲保存会重陽社	烏相撲 〳
西之京瑞饋神輿保存会	西之京瑞饋祭 〳
北白川伝統文化保存会	北白川高盛御供 〳
日野裸踊保存会	日野裸踊 〳
鞍馬火祭保存会	鞍馬火祭 〳
桂川舟渡し保存会	松尾神社桂川舟渡御行事 〳

○伝統芸能 23件

保護事業者	事業内容
蹴鞠保存会	蹴鞠の公開
壬生大念仏講	壬生狂言 〳
神泉苑大念仏狂言講社	神泉苑狂言 〳
千本えんま堂大念仏狂言	千本えんま堂狂言 〳
嵯峨大念仏狂言保存会	嵯峨狂言 〳
久世六斎保存会	久世六斎 〳
中堂寺六斎会	中堂寺六斎 〳
梅津六斎保存会	梅津六斎 〳
小山郷六斎念仏保存会	小山郷六斎 〳
千本六斎会	千本六斎 〳
壬生六斎念仏講中	壬生六斎 〳
嵯峨野六斎念仏保存会	嵯峨野六斎 〳
西院六斎念仏保存会	西院六斎 〳
西方寺六斎念仏保存会	西方寺六斎 〳
上鳥羽橋上鉦講中	上鳥羽六斎 〳
川上やすらい踊保存会	川上やすらい花 〳
今宮やすらい会	今宮やすらい花 〳
玄武やすらい踊保存会	玄武やすらい花 〳
上賀茂やすらい踊保存会	上賀茂やすらい花 〳
久多花笠踊保存会	久多花笠踊 〳
八瀬郷土文化保存会	八瀬赦免地踊 〳
(公財)松ヶ崎立正会	松ヶ崎題目踊 〳
番匠保存会	番匠儀式 〳

(3) 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及び

その整備に対する助成 1件

保護事業者	事業内容
(公財)京都古文化保存協会 (上京区)	文化財周辺松喰虫等駆除事業

迎称寺本堂の修理

迎称寺は、紫雲山引接院と号する時宗の寺で、修理を行う本堂は、瓦に刻まれた銘等により近世中期の宝暦6年（1756）頃に建立されたものと考えられています。近世以降、京都の時宗は退潮傾向がみられ、洛中の主要道場も火災の度に減少していく中で、迎称寺の所在する鴨東の地は、比較的よくその寺観を今に伝えています。



迎称寺本堂

講演と実演

「風流踊京都のやすらい花」を開催します

●日 時
令和6年3月3日(日) 13時半～15時(開場13時)

●会 場
京都市生涯学習総合センター(京都アスニー)
4階ホール(中京区丸太町通七本松西入)

●内 容

◇講演と解説

「ユネスコ無形文化遺産 風流踊
京都のやすらい花」(仮題)

講師

山路興造氏

(芸能史研究家・元京都市文化財保護審議会委員)



山路興造氏

◇記録映像

「風流踊 やすらい花」の上映

◇実演

上賀茂やすらい花

(国指定重要無形民俗文化財)

出演：上賀茂やすらい踊保存会

●入 場 無 料

●定 員

350名(先着順・申込不要)

●お問い合わせ

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団
(TEL 075-752-0235)

●共 催

公益財団法人京都市生涯学習振興財団

※開催内容に変更がある場合は京都市文化観光資源保護財団及び京都アスニーのホームページにてご案内いたします。

文化庁伝統文化親子教室
「京の伝統文化を体験しよう！」
—京の文化財体験教室—を開催しました

7月22日 祇園祭を体験しよう

●下京中学校成徳学舎で祇園祭のお話
(公益財団法人祇園祭山鉦連合会理事長 木村幾次郎氏)

●「放下鉦会所でお囃子体験」と「南観音山搭乘体験」
後祭で賑わう山鉦町で多くの方に参加していただきました。



放下鉦お囃子体験

協力：公益財団法人祇園祭山鉦連合会、公益財団法人放下鉦保存会、公益財団法人南観音山保存会

7月29日 六斎念仏をやってみよう

●親子揃っての「四つ太鼓体験」に会場は大いに盛り上がりました。

協力：京都中堂寺六斎会

9月9日 大念仏狂言をやってみよう

●「大念仏狂言体験」

親子で演目「いろは」に挑戦し、子供たちだけで鍵盤ハーモニカでのお囃子体験をしました。

協力：千本ゑんま堂大念佛狂言保存会

文化庁 地域における子供たちの伝統文化の体験事業 京の歴史文化探検・体験を開催しました(区役所連携事業)

南区 六斎念仏体験会(10月7日)

会場：京都市立開建高校

協力：上鳥羽橋上鉦講中、吉祥院六斎保存会、久世六斎保存会

西京区洛西支所 洛西・西山の遺跡発掘体験、勾玉づくり、古墳見学(11月19日)

会場：石見城跡、芝古墳

協力：公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

北区 親子伝統文化体験事業(12月9日)(募集終了)

会場：船岡山公園、今宮神社

協力：今宮神社、茶道速水流、株式会社龍村光峯、中山福太郎氏、立命館大学体育会居合道同好会

文化財講座「風流の象徴としての久多の花笠踊」を開催しました

11月24日(金)、京都市生涯学習センターにて、「風流の象徴としての久多の花笠踊」を開催し、佛教大学歴史学部教授の八木透先生と久多花笠踊保存会の河原康博会長にご登壇頂きました。

会員事業を開催しました

祇園祭前祭山鉾巡行観覧事業（7月17日）

午前中から強い日差しではありましたが、真夏の青空と入道雲のもと京都市役所前の辻まわし直後の財団特設観覧席に186名の方にお越しいただき、ご観覧いただきました。



観覧席より

時代祭 時代行列観覧事業（10月22日）

秋というには少し暑かったですが好天のもと、京都御苑内の財団特設観覧席に233名の方にお越しいただき、絢爛たる時代絵巻をご覧いただきました。



観覧席より

新規寄附コース

9月19日(火)に3名の方にご参加いただき、尼門跡光照院で盆石体験と西陣金襴織の織匠平居で工房見学をしていただきました。



光照院盆石体験

「並河靖之七宝記念館」招待事業

今春改装され、開館20周年の並河靖之七宝記念館観覧に招待しました。お申込頂いた方に各々観覧に行つて頂けるよう観覧招待券をお送りしました。



「藤蝶文大花瓶」
写真提供／並河靖之七宝記念館

京都古文化保存協会主催「令和5年度第59回 京都非公開文化財特別公開」招待事業

社寺等が所蔵する文化財の特別公開事業にご招待しました。皆様の文化財に対する関心が高く、多くのお申込を頂きました。

「吉田木瓜大明神の剣鉾差し行事観覧と講演」事業

11月12日(日)に吉田神社にて開催しました。実際の剣鉾に触れ、剣鉾差し行事を特別に拝見しました。

西本願寺から『寺内町』へ

京都市文化観光資源保護財団 アドバイザー 松田 彰
(写真撮影も)

今回はJR嵯峨野線、梅小路京都西駅をスタートして東へ向かって歩いて行きましょう。ゴールは東本願寺御影堂門です。

西本願寺は、16世紀後期再興の“豪壮華麗な桃山文化の集大成”としてユネスコ世界文化遺産に登録されています。



〈西本願寺の御影堂門〉

本願寺は、鎌倉中期に親鸞聖人によって開かれ京都東山に創建された後、天正19（1591）年豊臣秀吉より寺地寄進を受けて現在地へ移り、東本願寺と分かれた後の寛永10（1633）年頃にはほぼ今日に近い姿になったといえます。その後宝暦10（1760）年には本堂を再建するなど、今日も桃山文化を代表する建造物や庭園が多く残されています。飛雲閣をはじめとする5棟が国宝、本堂等10棟が重要文化財、書院の東側に配された虎溪の庭こけいと呼ばれる枯山水庭園（大書院庭園）は特別名勝です。

境内は、東が堀川通、西が大宮通と幹線道路に挟まれ、総門が堀川通の東側で正面通を跨いで建っています。虹梁に大柄な二組の臺股を配したこの総門は、これまでに三度移築されました。一度目は蓮如上人450回遠忌の明治31（1898）年、次は親鸞聖人650回大遠忌を控えた明治44（1911）年、三度目は堀川通の拡張により昭和34（1959）年に現在地へ移転しました。

総門の少し東には伝道院が建っています。真宗信徒生命保険株式会社の社屋として明治44（1911）年に建築された伝道院は、煉瓦造で英国風の様式を基

調としつつ、インド風のドームや六角塔屋、中国風の高欄など随所にアジア大陸の意匠を取り入れ、細部には日本建築を再構



〈総門から見た伝道院〉

築した意匠を加えるなど、設計者である伊東忠太の独創的な建物です。

境内南側の北小路通には堀川との角に門があり、この門を西に行くと令和3（2021）年9月に修復したばかりの唐門が桃山文化の光を放っています。

このあたりは、東西の本願寺の「寺内町」として400年余にわたり都市生活が営まれてきた歴史的市街地であり、京都市はその景観を整備するため「本願寺・東寺界わい景観整備地区」の本願寺地区に指定しています。地区内には仏具・法衣等の宗教関連用品を扱う見世造りの商店、町家に見られた加敷天井・腕木びさし・木格子などの特徴ある様式をもった建物、大寺院の躰等により形成される固有の町並み景観が今も残っています。

京都の玄関口にある本願寺の「寺内町」が、今後どのように継承され、発展していくのか楽しみです。



《歩いた距離 2.2キロ、歩いた時間 33分》
(不定期に連載します。)

会員特典事業

会員の方限定に文化財特別鑑賞等にご招待を行います。なお、事業内容に変更がある場合は、当財団のホームページでお知らせしますのでご確認ください。

事業No.23005 京都市観光協会主催(財団後援事業)「第58回京の冬の旅 非公開文化財特別公開～秘められた京の美をたずねて～」にご招待

令和6年大河ドラマ『光る君へ』放映にちなんだ、紫式部と「源氏物語」ゆかりの地めぐりと、辰年にちなんだ縁起の良い瑞獣「龍」に会える寺院を中心とした文化財の特別公開が行われますので、ご招待いたします。

- 対象期間 令和6年1月6日(土)～2月29日(木)
※但し、対象寺院によって公開日、公開時間が異なり、拝観が休止する日もあります。また、法要や悪天候等拝観できない日や時間帯が生じる場合があります。最新情報は主催者である京都市観光協会のHP「京都観光Navi」の「京の冬の旅」をご確認ください。

- 対象 泉涌寺雲龍院、廬山寺、相国寺法堂・方丈、相国寺光源院、相国寺慈雲院、大徳寺法堂・仏殿、大徳寺龍源院、西本願寺飛雲閣(外観)、醍醐寺霊宝館
以上9ヶ寺(ご注意:「京の冬の旅」のすべての特別公開寺院が対象ではありません。)

- 申込定員 150名
※共通拝観券にて、上記対象箇所からご希望の2ヶ所に上記期間拝観していただけます。
※招待券は、12月末を目途にお送りします。



大徳寺法堂雲龍図

事業No.23006 「西本願寺」文化財特別鑑賞

世界遺産に登録されている浄土真宗本願寺派の本山西本願寺。正式には龍谷山本願寺といます。今回は伝道院にて文化財講演会を開催し、通常非公開部分を含む西本願寺の文化財を説明付きでご見学頂きます。西本願寺の文化財をより深く体験できることでしょうか。

- 日時 令和6年3月14日(木) 14時～16時
(13時30分受付開始)
- 内容 伝道院にて文化財講演会(約40分)と見学
講師:和田秀寿(龍谷ミュージアム学芸員)
僧侶と巡る特別拝観
(御影堂、阿弥陀堂、飛雲閣外観、書院、唐門)

- 申込定員 60名
- 参加費 無料
- 協力 西本願寺



西本願寺伝道院

■申込方法 当会報とともに送付しています「会員ご招待・優待事業申込ハガキ」又は当財団HP [京都市 保護財団](#) または、下のQRコードよりお申込みください。その際、必ず事業No.をご記入ください。

■申込資格 会員本人様1名に限ります。

■申込〆切 いずれも12月18日(月)必着

※本会員事業は、申込多数の場合は抽選とし、当選の方のみ招待券を送付いたします。

※会員限定の事業ですので、会員期限をご確認の上ご応募ください。なお、会員期限が切れておられる場合は継続のご寄附をお願いします。

